

令和8年第1回長与町議会定例会会議録(第5号)

招集年月日 令和8年 3月 3日
本日の会議 令和8年 3月19日
招集場所 長与町議会議場

出席議員

1番 下町純子議員	2番 堀真議員	3番 藤田明美議員
4番 岡田義晴議員	5番 八木亮三議員	6番 松林敏議員
7番 西田健議員	8番 浦川圭一議員	9番 中村美穂議員
10番 安部都議員	11番 金子恵議員	12番 山口憲一郎議員
13番 堤理志議員	14番 竹中悟議員	15番 西岡克之議員
16番 安藤克彦議員		

欠席議員

なし

職務のため出席した者

議会事務局 長 荒木秀一君	議事課 長 山口聡一郎君
課長 補佐 江口美和子君	査 村田潤哉君

説明のため出席した者

町 長 吉田愼一君	副町長 荒木重臣君
教 育 長 金崎良一君	総務部長 青田浩二君
建設産業部長 山崎禎三君	住民福祉部長 官司裕子君
健康保険部長 山本昭彦君	水道局長 渡部守史君
会計管理者 田中一之君	教育次長 荒木隆君
企画財政部理事 中村元則君	住民福祉部理事 細田愛二君
教育委員会理事 鳥山勝美君	総務課長 大山康彦君
契約管財課長 永野英明君	財政課長 北野靖之君
健康保険課長 森本陽子君	教育総務課長 久原和彦君
生涯学習課長 中尾盛雄君	

本日の会議に付した案件・・・別紙日程のとおり

開会 9時30分

閉会 13時31分

令和8年第1回長与町議会定例会
議事日程（第5号）

令和8年3月19日（木）
午前9時30分 開議

日程	議案番号	件名	備考
1	11	長与町手話言語条例	※総務
2	12	複合施設「ホンテラッセ長与」条例	※総務
3	13	長与町行政財産使用料条例	※総務
4	14	長与町潮井崎キャンプ場条例の一部を改正する条例	※産業
5	15	長与町監査委員に関する条例の一部を改正する条例	※総務
6	16	附属機関の設置に関する条例及び特別職の職員で非常勤のもの の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	※総務
7	18	令和7年度長与町一般会計補正予算（第8号）	※総務 ※産業
8	19	令和7年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	※総務
9	20	令和7年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	※総務
10	21	令和7年度長与町介護保険特別会計補正予算（第4号）	※総務
11	22	令和7年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計補 正予算（第2号）	※産業
12	23	令和8年度長与町一般会計予算	※総務 ※産業
13	24	令和8年度長与町国民健康保険特別会計予算	※総務
14	25	令和8年度長与町後期高齢者医療特別会計予算	※総務
15	26	令和8年度長与町介護保険特別会計予算	※総務
16	27	令和8年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計予 算	※産業
17	28	令和8年度長与町水道事業会計予算	※産業
18	29	令和8年度長与町下水道事業会計予算	※産業
19	33	長与町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	※総務
20	34	令和8年度長与町一般会計補正予算（第1号）	※総務 ※産業
21	35	令和8年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	※総務
22	36	令和8年度長与町介護保険特別会計補正予算（第1号）	※総務

○議長（安藤克彦議員）

皆さんおはようございます。ただ今から本日の会議を開きます。

日程第1、議案第11号長与町手話言語条例から日程第6、議案第16号附属機関の設置に関する条例及び特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例までの6件を一括議題とします。ただ今一括議題とした議案について委員長の報告を求めます。

金子総務厚生常任委員長。

○11番（金子恵議員）

それでは総務厚生常任委員会に付託をされました議案の報告を行います。審査日として、令和8年3月9日から13日まで委員全員出席の下、説明員として関係所管管理職ならびに職員を招き審査を行いました。まず、議案第11号長与町手話言語条例を報告いたします。本案に関しまして、質疑として、これまでも、ろう者や難聴者に対するさまざまな支援が行われてきたが今回あえて条例を制定することにより、町としてどのような目的や意識を持つのかに対し、これまでも意思疎通支援者の養成講座など手話に関する取り組みを行ってきた。今回条例を制定する目的は、手話に関する町の責務を明確にし明文化することで、手話が言語であるという認識を改めて町民に周知することであるとの答弁でした。次に災害時には避難所での情報確保、手話通訳者による情報提供、防災情報の伝達などが重要になる。条例を制定する以上、災害時の対応も検討すべきではないかに対し、条例第10条で災害時の支援を規定している。今後支援者との協議を行い、手話通訳者の派遣体制などについて検討していきたいとの答弁でした。慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第12号複合施設ホンテラッセ長与条例について報告を申し上げます。本案は、図書館機能を含む条例であることから産業文教常任委員会の所管とも関係が深いため、両委員会による連合審査会として審査を行いました。主な質疑としては、開館時間が大幅に延長される中で職員を2名増員するとのことであるが、それで十分な体制なのか。働き方改革の観点からも余裕を持った人員配置が必要ではないかの質疑に対し、職員数は基本的に2名増員としているが、人数というよりは勤務日数で管理する考えである。短時間勤務やフルタイムなど多様な勤務形態を想定しており、短時間勤務者が増えた場合には、累計人員は増えることとなるが、年間の累計人員と日数は、基本的に変わらない見込みである。次に、祝日は、平日より利用が多いと考えられることから月曜日と祝日が重なる場合でも会計年度任用職員などで対応し開館できないかに対し、休日の過ごし方は一般的に休日の形態によって異なるとも言われており連休の過ごし方はさまざま、このため必ずしも図書館のニーズが高いのかというのは、はっきりと分からない。また、振替休館とした場合には、火曜日が利用できなくなり一長一短のところもある。さらに図書館は司書による専門的なサービスを提供する施設であり、公民館とは業務内容が異なることから若干の違いがあると考えている。との答弁でした。次に図書館

は住民のための施設であり、30億円の事業費もかかっている。管理公社の人員だけでなく団塊世代や高齢者、経験者などを含めた多様な人材の活用も考えられるのではないかと質疑に対し、図書館自身が図書館法に基づく施設であり、教育施設と一体化して動いてもらうため、これまで図書館運営に携わってきた公社の知見や経験を生かしながら運営をしていく考えであるとの答弁でした。以上、慎重に審査した結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、議案第13号長与町行政財産使用料条例の報告をいたします。本案に対し、行政財産は本来福祉の増進など公共目的のために整備されたものであると考えるが、今回の条例により喫茶店や売店などの収益需要を認めることについて、行政財産の目的との関係をどのように整理しているのかに対し、行政財産については、地方自治法に基づきその用途、また、目的を妨げない限度において使用を許可することができるとされており、今回想定している喫茶店や売店等の利用についても施設の本来の目的を損なうものではなく、利用者の利便性や向上、施設の有効活用につながるものとして、行政目的を妨げない範囲で運用していくものであるとの答弁でした。次に、第3条第3項では、売上金額の100分の5に町長が別に定める率を乗じた額とされている。しかし、町長が別に定めるという規定では、交渉や裁量によって決定される余地があり、条例としては曖昧ではないか。提言や加算の条件などを明確に規定すべきではないかと質疑に対し、基本は売り上げの5%を使用料として想定している。ただし、施設の立地、規模、設備など、施設の状況に応じて弾力的な運用が必要と考え、町長が定める率とする規定にしている。ただし指摘のとおり表現が曖昧な部分もあるため、令和9年4月の施行までに具体的な運用を検討するとの答弁でした。以上、慎重に審査した結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、議案第15号長与町監査委員に関する条例の一部を改正する条例についてご報告申し上げます。本議案は、慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第16号附属機関の設置に関する条例及び特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、ご報告申し上げます。本案につきましても慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。以上報告を終わります。

○議長（安藤克彦議員）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

まず、議案第11号について、質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第12号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第13号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第15号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第16号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

続けて報告を求めます。

山口産業文教常任委員長。

○12番（山口憲一郎議員）

皆さんおはようございます。産業文教常任委員長報告を行います。審査日は、令和8年3月9日から13日まで、委員全員出席の下、説明員として関係所管管理職ならびに職員の出席を求め審査を行いました。議案第14号長与町潮井崎キャンプ場条例の一部を改正する条例について説明を受け、主な質疑といたしまして、指定管理者制度を導入する理由は何かに対し、潮井崎公園キャンプ場は、観光施設として十分なポテンシャルを持っているにもかかわらず、町では十分な活用ができていないため、指定管理者制度の導入によって観光資源として活用し、交流人口の拡大をさせたいためということでした。次に、指定期間が5年となっておりますが、期待された効果がなければ途中で契約の解除ということもあるのかに対しまして、定期的なモニタリングを行い基準を満たさない場合は、契約解除ということもあるということでありました。次に、資料のグラフでは、現在より人件費や光熱費を削減することで利益を出すという構図になっておりますが、利益を上げるためにサービスが低下するということはないのかに対し、グラフはそのように見えるが、それはあくまでイメージとして作ったグラフで支出を削減できるとは思っていない。自主事業の方で利益を出してもらいたいと思っているということでした。以上のような質疑が行われ、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。以上で報告を終わります。

○議長（安藤克彦議員）

これから委員長の報告に対する質疑を行います。

議案第14号について、質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

場内の時計で10時まで休憩いたします。

（休憩 9時41分～10時00分）

○議長（安藤克彦議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これから議案第11号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

10番、安部議員。

○10番（安部都議員）

議案第11号長与町手話言語条例に賛成の立場で討論いたします。この条例の制定につきましては、数十年前から長与町手話サークルなどが要望を求めてきた長い歴史や経緯があります。現在、長崎県内の13市8町のうち、大村市、諫早市、佐世保市、西海市、雲仙市、長崎市、島原市、南島原市、川棚町、波佐見町、東彼杵町の8市3町が手話言語条例の制定をされています。本町の提案理由といたしましては、手話が言語であるとの認識に基づき手話に対する理解の促進および手話の普及に関する基本理念を定め、町の責務ならびに町民や事業者の役割を明らかにするとともに、町が推進する施策の基本事項について定めるものとしております。まさに手話は、手指や体の動き、表情など視覚を使って会話をする一つの言語であります。人格と個性を尊重し合いながら共生できる地域社会の実現と聴覚に障害がある方にとって、手話言語を使用して日常生活や社会生活をスムーズに営むことができるコミュニケーションツールの一つでもあります。条例が制定されることにより、聴覚に障害を持っている方やその家族にとっても豊かな地域社会の実現のため、また、社会参画の増進にもつながります。条例が制定されることは、長年待ち望んだ当事者や手話関係団体、皆さまにとっても大変喜ばしいことだと思います。また、条例制定により自治体としても法的にも確立され、今後、障害者と手話に対する町民皆さまのより一層の理解促進と手話の普及につながることを期待し、賛成討論といたします。以上です。

○議長（安藤克彦議員）

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第1、議案第11号長与町手話言語条例を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次の議案第12号については、竹中悟議員ほか6人から配布しておりますとおり修正の動議が提出されております。よって、これを本案と併せて議題とします。

修正案提出者の説明を求めます。

竹中悟議員。

○14番（竹中悟議員）

皆さんおはようございます。ただいま議長の方からご指名がございましたように私は修正の動議と昨日提出をいたしまして、この場で皆さま方に提案理由の説明をさせていただきます。まずもって発議者の氏名を公表をさせていただきます。発議者、長与町議会議員西岡克之、発議者、長与町議会議員竹中悟、長与町議会議員八木亮三、長与町議

会議員金子恵、長与町議会議員西田健、長与町議会議員堀真、長与町議会議員松林敏、以上の私含めまして7名の動議でございます。議案第12号複合施設ホンテラッセ長与条例に対する修正動議、上記の動議を地方自治法第115条の3及び長与町議会会議規則17条第2項の規定により、別紙の修正案を添えて提出をいたします。提案理由といたしましては、住民の利便性の向上のための修正をするものでございます。少し提案理由につきまして、皆さま方に述べさせていただきます。修正案の提案理由、本条のホンテラッセ長与の条例の中で月曜日閉館とあります。住民サービスの向上のため月曜日が祭日の場合開館し、当該日後において最も近い平日を休館日とする。本修正案は、当該条例中、月曜日は祝日であっても休館としている図書館の運用を見直し、月曜日が祝日の場合は開館し、当該日後、最も近い平日を振替休館とするものでございます。平日は仕事、学校等で図書館に足を運べない方々にとって祝日は最も利用しやすい日であり、その日を閉館している状態は、住民サービス観点から見ても合理的とは言えません。図書館は単なる貸し出し施設ではありません。子どもたちの学びの場であり、高齢者の生きがいづくりの場であり、町民の知的基盤を支える社会教育の場所であります。祝日に扉が閉ざされているということは、町民にとって利用の機会を奪っていることにほかなりません。多くの自治体では、祝日を開館し、別日に振替休館とする柔軟な対応をとっています。行政の慣例を優先するのではなく、住民の利便性を最優先とする姿勢こそ今求められている行政運営であります。特別な予算を伴う大きな修正ではありません。運用の見直しによって実現可能な改善であります。できる改善から実行することが、住民の満足度の向上につながります。よって、ホンテラッセ長与条例、月曜祭日の休館を改め、祝日に当たる月曜日は開館とするよう修正を求めるものであります。議員各位の賛同をお願いを申し上げます。この修正案につきましての条例についてご説明をいたします。複合施設「ホンテラッセ長与」条例案の一部を次のように修正をする。第5条第1項の表中、「昭和23年法律第178号」の次に「。次項において「祝日法」という。」を加える。同条第2項第1号中、「月曜日」の次に、「。ただし、この日が祝日法による休日に当たる場合は、交流エリア及び図書館を開館し、図書館にあっては、当該日後において最も近い休日でない日を休館日とする。」を加えるということでございます。以上、提案の理由をご説明いたしました。

○議長（安藤克彦議員）

これから修正案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番、浦川議員。

○議員（浦川圭一議員）

本修正案については、本日、最終日の採決の前、本当もうぎりぎり提案をされておりますが、各議員が出された議案の審査が十分できるような時間的な配慮ができなかったのか。私ども提案に関わっていない議員からすれば、今提案されて、質疑はありません

んかとか、討論はありませんかとか、求められるわけですが、中身について十分考える時間も採決に臨まなければなりません。住民から見ても非常に無責任な対応に見えます。そこで質問しますが、例えば3月9日に行った現議案に対する連合審査時もしくは、その後のなるべく早い時期のタイミングで提出することができなかったのか。その時期にできたと思いますが、議会最終日の提案になったのはなぜなのか伺います。それと原案は、先ほど申しました3月9日の連合審査時の聞き取りの中で、原案の内容については、図書館協議会や新図書館建設整備検討委員会などの意見を聴取した形で条例案として整備したと聞いております。本修正案は、どういう形で議員集められて決められたのかどうか。そこら辺、どういう形で決められたのか、伺います。

○議長（安藤克彦議員）

竹中議員。

○14番（竹中悟議員）

それではお答えいたします。この修正案につきましては、実はこの議会が始まりましてからしばらくして、8名の議員の同意を頂きました。しかしながら急遽ですね。1名の方がどういう理由か分かりませんが、何か急に取り下げをするということになりました。手続上、遅れました。そういうことで、あとは通常のこの追加議案というのは、慣例からいっても要は最終日に提出ということと、あとその中で十分に審査をしながら今浦川議員がおっしゃったように、新図書館検討委員会の基本計画、基本構想を加味しながらやってまいりましたので、それで皆さん方のこの賛成議員の方の同意を得て出したということで、少し遅れたということでございます。それから今二つ目ですけど、要はこの新図書館検討委員会、基本構想、基本計画は、平成26年、27年の方に提出をされております。私もこの中を読ませていただきましたけど、この中の文章の中にやはり行政と利用者の乖離がひどいという文章がございました。これは開館日に対してのお言葉でございます。そして、この利用を考えたアンケートが取られてるわけでございますけど、3,000名に対して要はアンケートを取られ48%の回答、約半分の方が要はその回答を頂いた。その中で図書館を利用しない。必要ないというのは75.5%ありました。これはもうその中に載っておりますので、構想の方にね。計画の方に載ってます。それと同時にあと数%の方が一応賛成だというような中で物事が進んでおり、この構想の私たちの報告書にも休館日が多過ぎる。80日もあるので短縮をした方がいいという文章も、この構想の検討委員会の方に載ってるということでございますので、ご一読頂ければとそういうふうに思っております。

○議長（安藤克彦議員）

浦川議員、よろしいですか。

他に質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第12号の討論を行います。

まず、原案に対し、賛成討論はありませんか。

12番、山口議員。

○12番（山口憲一郎議員）

私は、複合施設ホンテラッセ長与の条例に対し、賛成の立場から討論を行います。議論になっております施設の休館日につきましては、私の考えを述べさせていただきます。本案において施設の休館日を月曜日と固定することは、住民の皆さまにとって最もシンプルで分かりやすいルールであると言えます。祝日に合わせて不規則な開館、休館の設定は、利用者の混乱を招くだけでなく広報や周知にもコストを要します。あえて例外をつくらず、毎週月曜日は、休みとルールを一本化することこそが長期的な利便性を安定した施設運営に資するものであると私は考えます。また、現状で働く職員の勤務体制を安定させることは、結果として、質の高いサービスの提供につながると考えています。以上の点からシンプルかつ持続性可能な運営を可能にする本案に賛成をいたします。以上です。

○議長（安藤克彦議員）

次に、原案および修正案に対し、反対討論はありませんか。

次に、原案に対し、賛成討論はありませんか。

8番、浦川議員。

○議員（浦川圭一議員）

議案第12号複合施設「ホンテラッセ長与」条例について賛成の立場で討論します。本条例は、現状整備されている長与町図書館の設置および管理に関する条例および長与町健康センターの設置および管理に関する条例を廃止し、新たに整備されるホンテラッセ長与の設置および管理に関する条文を整備し、今後の運営に当たるため必要な事項を定めたものと理解しております。中でも第5条に示されています開館時間および休館日について、健康センターは平日午前9時から午後5時までの開館で休日は閉館とすることですので、現状とさほど変わらない利用ができるものと思っております。図書館においては平日午前10時から8時までの開館で、現状より2時間延長されています。また、現状、土日を除いて閉館とされている祝日の運営は、午前10時から午後5時までの開館することになっておりまして、図書館利用者にとっては、利用の機会が大きく改善されるものと思っております。また、利用者が相互に交流を深め、または緩やかなつながりの場を持つことを目的に整備される交流エリアについても、図書館同様の開館時間が設定されています。以上の理由で賛成といたします。ただそこで、今回の修正案の変更されている内容について、原案では月曜日に固定で休館としているものを振替休日を組み、月曜祝日となった場合に開館とし、休館日を翌日、翌日が祝日ならその翌日に変更するという変則的なルールにするという趣旨のものだと理解しております。全員協議会における執行部の説明にもありましたが、ルールは、単純であることが求められると考えています。高齢者や子ども、たまにしか利用しない人にとって、月曜日は休みという

単純なルールの方が利用しやすいと思っています。また、よりよいサービスを継続的に提供するためには、スタッフの労働環境を整えることと、その上での人材確保が重要であると考えている中で、原案で示されている開館時間の延長、祝日開館によるシフト調整が以前と比べより複雑になり、労働環境への負荷が高まると思われる中で、月曜祝日を開館し、翌平日等を休館とする、本修正案はさらに複雑化するものと考えています。年間数日のことだとは考えますが、労働条件、労働環境には、大きな違いが出てくると思います。そのことで離職のリスクや採用難につながる可能性も心配しております。利用者の中には、原案のとおり休みを固定した方がよい、修正案のように休みをずらしてもらった方がよいという、それぞれの意見があると思います。利用する立場で考えると、どちらがよいか分からないというのが正直な気持ちです。ただし、スタッフの労働環境を整え、気持ちよく一生懸命働いていただくことを考えると、月曜日休館とする原案に賛成をしますが、修正案には反対といたします。

○議長（安藤克彦議員）

次に、修正案に対し、賛成討論はありませんか。

6番、松林議員。

○6番（松林敏議員）

議案第12号複合施設「ホンテラッセ長与」条例の修正案について、賛成の立場から討論を行います。図書館は、一般的に平日よりも土日祝日の利用が多い施設であると考えられます。また、ホンテラッセ長与には学習スペースが整備されており、土日祝日に学習スペースの利用を期待する学生も多いものと思われれます。そのような中で祝日や振替休日であっても月曜日であれば図書館が休館してしまうという運用では、せっかく整備した施設を十分に活用できないことになり、非常にもったいないことだと考えます。住民の利用機会の確保という観点からも土日祝日は休館とするのではなく、開館する運用が望ましいと考えます。ホンテラッセ長与への図書館の移転については、現在、大きな変化の中にある過渡期にあるものと考えます。図書館職員には司書資格を有する職員や図書館勤務の経験者が必要であり、勤務環境や労働条件の変化に伴い職員確保にご苦労されていることも理解しております。しかしながら今回の条例制定は、10年後、30年後と将来を見据えた住民にとって望ましい図書館サービスのあり方を示すものであるべきだと考えます。今回の修正案は、休館日を減らすものではなく、祝日または振替休日が月曜日に当たる場合には開館とし、休館日を翌日以降の最初の休日でない日にスライドして運用するというものであります。また、本の貸し出しについては、できるだけ人の手をかけない方法で行うとの説明が今回の同僚議員の一般質問に対する答弁の中でもありました。こうした省人力化を進めることにより、図書館職員の勤務環境にも一定の配慮が可能になるものと考えます。以上のことからホンテラッセ長与の図書館部分の休館日について、月曜日が祝日の場合には開館とし、翌日以降の最初の平日を休館日とする本修正案に賛成し、私の討論といたします。

○議長（安藤克彦議員）

次に、原案に対し、賛成討論はありませんか。

10番、安部議員。

○10番（安部都議員）

議案第12号複合施設「ホンテラッセ長与」条例について賛成の立場で討論いたします。本条例は地方自治法の規定に基づき、複合施設のホンテラッセ長与の設置および管理等に関し必要な事項を定めるものです。第1条では、本町に関わる多様な人々はその垣根を越えて交流し、それぞれにとっての心地よい居場所として受け入れられ、学び、育み、ふれあいの拠点となることを目的とし、複合施設ホンテラッセ長与を設置するものであります。また、複合施設には、交流エリア、健康センター、図書館という3つの機能を持ち合わせた複合施設となり、これまでの図書館と比較すると蔵書数や面積などスケールの増大がうかがえます。交流エリアでは、親子の遊び場、クッキングルーム、ミーティングルームなど住民が交流を深め、つながりの場を持つなど、親子でも楽しめる憩いの場の提供となっています。現在の図書館が私も他の車椅子利用者にとっても駐車場も狭隘と坂のため、なかなか行きづらい面があり来年開館される新複合施設を楽しみにしている1人です。また、施設のスケールが増大することにより、図書館等の事務量も加算されることにより、職員も2名増やす予定だとお聞きしています。交流エリアと図書館の開館時間は午後8時までで、休日も午後5時までと開館される予定であります。休館日は月曜日、お盆の時期、年末年始など設定されておりますが、働き方改革の上でも職員の方たちの少数精鋭でのこれまで以上の負荷が加担されないよう努めなければなりません。もし、月曜日が祝日の場合、開館するに当たっては、今後、住民のアンケートを実施し、もし開館してほしいなど答えが多ければその後に改正し、また再考することも考えられます。現時点では以上の理由により、長年待ち続けた住民の願いでもあります複合施設のホンテラッセの条例の原案に賛成といたします。

○議長（安藤克彦議員）

次に、原案および修正案に対し、反対討論はありませんか。

次に、原案に対し、賛成討論はありませんか。

13番、堤議員。

○13番（堤理志議員）

議案第12号の原案に賛成の立場から討論を行います。図書館施設は、以前と比べ開館期間を今後増やし、利便性の向上と職員の給与を一定程度の補償を両立する内容となっております。これは住民サービスの向上とそこで働く職員の処遇の安定を同時に確保するぎりぎりのラインにあると理解をしております。これ以上開館日や開館時間を増加させることは職員の待遇悪化に直結し、これが雇用の安定性が危惧されることになりかねません。実際、慢性的な人員不足や低賃金を背景とした司書の離職率の高さは全国的な課題であり、本町においても例外ではないと認識をしております。そうなりますと、

公共図書館としての役割が果たせなくなり、指定管理者制度、あるいは民間委託、こういった方向への道を開くことにつながりかねません。民間が運営するということになると、すなわち利潤を追求する施設ということを意味します。利潤を生み出すその源泉は、従業員への過重な負担、過重労働であったり、行き過ぎたコスト削減であったりすることが想定されます。図書館における指定管理者制度の問題点は、日本図書館協会をはじめ複数の研究機関も指摘しており、看過できない事実として受け止める必要がございます。さらに図書館は、単に本を貸し借りする施設ではなく、文化的、知識的水準の高い利用者のニーズに対応できるだけのリファレンス機能を充実したものでなければなりません。そして、それを担うためには、専門的な知識を持った職員が安定的に雇用され、かつ新たな専門人材を育成できる処遇が確保されなければなりません。開館日が増えることで町民にとっての利便性は、一時的に高まるように見えるかもしれませんが、しかし、中長期的な視点から見ると、図書館機能の質の低下を招くことが懸念されます。このことは既に指定管理者制度により民間委託した図書館による失敗事例が各所で報道されているため、この場では具体的な言及は避けますが、その教訓は重く受け止めるべきであります。住民が図書館に求めるのは、単なる開いている時間の長さではなく、専門性に裏打ちされたサービスの質であるという点を改めて強調させていただきます。以上の理由から現時点ではこの原案どおり運営することが望ましいと考え、原案に賛成をいたします。

○議長（安藤克彦議員）

次に、修正案に対し、賛成討論はありますか。

5番、八木議員。

○5番（八木亮三議員）

私は議案第12号の修正案に対して、賛成の立場から討論いたします。令和9年4月の開館に向けて順調に準備が進んでいることが感じられる新図書館と複合施設ホンテラッセ長与ですが、この運用を定めた複合施設「ホンテラッセ長与」条例の第5条の2、月曜日が休館日で月曜日が祝日の場合でも休館するという点については異議があります。まずもって、ホンテラッセ長与は、単に老朽化した健康センターと図書館を合築するものではなく、芝生の広場やカフェ、キッチンカーの出店スペースを備え、木造の質感を生かしたぬくもりと太陽光発電によるZEB化という先端技術を融合させた町民のみならず近隣自治体を中心とした町外の方も注目し期待する施設であり、町内外から多くの人々が訪れ、町のにぎわいを創出するランドマークとなるべき施設です。従来のはぼ町民だけに向けた健診事業や図書の貸し出しにとどまらない町の活性化やイベントによる町のPR効果も期待され、であるからこそ、30億円ともなる予算をかけ整備する価値と効果もあるものであり、例えばコモンラウンジで講演会や上映会などを実施するにしても、屋外でマルシェのようなイベントを開催するにしても、平日に行っても集客は困難で、特に町外などから遠方の方に来てもらうには、日曜祝日以外は難しい。そうすると、図

書館の開館と合わせて土日と月曜日の場合を含む全ての祝日を活用することが、この複合施設のポテンシャルを最大限活用するために最低限必要なことであると考えます。また、町民にしても平日は仕事や学校などがあり日曜か祝日しか利用できないという人にとって、1年のうち1日でも多くの祝日が開館していることに越したことはありません。あくまで月曜祝日の場合のみ休館、つまり職員が休める日を平日に振り替えるというものであり、月曜が祝日の週は休みなく全曜日開館するということではなく、月曜が祝日となる日数はおおむね例年6、7回であり、実質的に職員の勤務条件やかかる人件費に大きな影響はないものと考えます。所管課からは月曜祝日を出勤とすると職員の採用等が難しくなるという説明もありましたが、図書館職員は月曜以外の祝日は出勤することになっていること。また、私自身がそうですが、仕事を休むなら人が多い祝祭日より平日の方が人が少なくて快適でいいという人もおりますので、職員それぞれの希望を調整し採用や配属をすればいいことであり、これは民間企業で普通に行われているもので、管理会社だからできないということにはならないと思いますし、住民の利便性やニーズを踏まえて住民サービスを考えるべき行政として休館日や職員の休日は固定という従来の考え方を転換して対応すべきと考えます。当然、管理公社内のシフト調整等で可能な範囲のもので指定管理者導入の必要性はなく、そのような議論もここには関わってこないと考えます。毎週月曜日休館とした方が分かりやすいとの意見もあると思いますが、そもそも図書館は蔵書管理などで変則的な休みが多数ある施設であり、どの図書館も今はホームページ等で休館日を公表しております。現に本町の図書館も公式のインスタグラムを活用して、この中で毎月の開館カレンダーを出しておりますので、今後、同様に新図書館でも同様のSNS、また、広報ながよで毎月の休館、開館を周知すれば十分だと考えます。ホンテラッセ長与を本町が管理運営する計画において、その基本理念を未来を拓くみんなの図書館、出会う、つながる、学び合うとして地域の文化を育み、交流により新しいつながりを生み出す施設だとうたっていることから、その理念の実現のために修正案を採択すべきと考え、賛成いたします。

○議長（安藤克彦議員）

次に、原案に対し、賛成討論はありませんか。

次に、原案および修正案に対し、反対討論はありませんか。

次に、原案に対し、賛成討論はありませんか。

次に、修正案に対し、賛成討論はありませんか。

11番、金子議員。

○11番（金子恵議員）

ただ今議題となっております議案第12号の修正案に賛成の立場から討論をいたします。重なる部分がありますが、私の討論理由というのをきちんと言っておきたいと思えます。まず、本条例については、図書館、健康センター、交流エリアを一体的に整備し、多様な人々が交流し、学び、育み、ふれあう拠点を創出しようとするものであり、その

方向性については評価するものであります。また、平日の開館時間延長など利用機会の拡充に向けた取り組みについても理解するところであります。しかしながら連合審査会における質疑を通して明らかになった点として、運営の考え方が住民サービスよりも運営側の都合に寄っているのではないかと懸念を強く抱いたところであります。特に開館時間の延長に伴う人員体制については2名増員としながらも実際には勤務日数で管理するとの答弁であり、年間の総勤務日数は基本的に変わらないとのことでありました。これは言い換えればサービス拡充に対して十分な人的体制が確保されているとは言いがたく、現場への負担のしわ寄せやサービス低下につながる懸念が残るものであります。また、休館日の考え方についても祝日利用のニーズがあるのではないかと指摘に対し、必ずしもニーズが高いとは言えない。振替休館との兼ね合いもあるとの答弁にとどまり、利用実態に基づいた積極的な検討姿勢は、十分に示されたとは言えませんでした。さらに人材確保についても多様な人材活用の可能性が指摘されたにもかかわらず、従来どおり公社の運営を前提とする答弁であり、柔軟な運営体制の検討が十分とは言えない状況であります。本施設は約30億円を投じ整備されるものであり、単なる従来施設の延長ではなく新たな価値を生み出す拠点として位置づけられるものであります。だからこそ従来の運営手法にとらわれることなく、現在の利用者ニーズや社会状況に即した運営のあり方を追求すべきであります。その中でも月曜日休館のあり方は単なる運営上の問題ではなく、本施設を誰のための施設とするかという本質的な問題です。共働き世帯の増加や学習スペースの需要の高まりを踏まえれば、休日の利用機会の確保は極めて重要であり再検討は不可欠であると考えます。実態に即した開館日のあり方を検討する機会を確保するものであり、極めて現実的かつ建設的な提案であると考えております。住民のための施設である以上その運営は住民目線に立ち、利用しやすさを最優先に検討されるべきであります。以上の理由により本条例の方向性は評価しつつも、よりよい施設運営の実現に向け本修正案に賛成いたします。

○議長（安藤克彦議員）

次に、原案に対し、賛成討論はありますか。

次に、原案および修正案に対し、反対討論はありますか。

次に、原案に対し、賛成討論はありますか。

次に、修正案に対し、賛成討論はありますか。

いずれでも結構です。他に討論はありますか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第2、議案第12号複合施設「ホンテラッセ長与」条例を採決します。

まず、本案に対する修正案について採決します。

この採決は起立によって行います。

本修正案に賛成の方は起立願います。

（起立多数）

起立多数。よって、修正案は可決されました。

次に、ただ今修正議決した部分を除く原案について採決します。

この採決は起立によって行います。原案に対する委員長の報告は可決です。修正議決した部分を除く部分について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

起立多数。よって、修正議決した部分を除く部分は、原案のとおり可決されました。

これから議案第13号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。13番、堤議員。

○13番（堤理志議員）

議案第13号長与町行政財産使用料条例について、反対の立場から討論を行います。委員会における提案理由の説明によりますと、本条例は、複合施設ホンテラッセ長与および潮井崎キャンプ場を対象とするもの、これを想定したものとのことでありました。その内容を確認いたしますと、潮井崎キャンプ場を含む周辺施設の管理を民間委託するにあたり、施設内での物品販売に係る使用料の徴収を条例上明記することによって、町の公共施設における営利活動の法的根拠を設けるものと理解をしております。そもそも潮井崎キャンプ場は、設置条例において町民と観光客が自然に親しみ、健康と福祉を増進することを目的として設けられた行政財産であります。今回の改正は、その趣旨を残しつつ収益事業を可能とするものとされておりますが、住民福祉の増進という地方自治体本来の行政目的が収益事業の領域へと広がっていくことには慎重な検討が必要だというふうに思います。また、もともと収益を前提としていない施設において収益事業を成立させようとする場合、現場で働く方々の雇用形態や処遇、労働条件に影響が及ぶことが懸念されます。今日ワークライフバランスの向上や処遇改善が広く重要視されている中で、指定管理者制度の導入がその点において望ましい方向に働くかどうか、十分な検討が必要と考えます。以上、潮井崎キャンプ場への指定管理者制度の導入に当たっては、行政目的のあり方と現場で働く方の処遇の両面から、なお検討すべき課題が残っていると考え本議案に反対いたします。

○議長（安藤克彦議員）

次に、賛成討論はありませんか。

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第3、議案第13号長与町行政財産使用料条例を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

起立多数。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第14号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

5番、八木議員。

○5番（八木亮三議員）

私は議案第14号、長与町潮井崎キャンプ場条例の一部を改正する条例に反対の立場で討論いたします。本条例は、町営として管理運営してきた潮井崎キャンプ場指定管理者制度の対象とし、営利事業者へ指定管理料を支払って運営を委託するものですが、議案の委員会審査に際して所管である土木管理課から提示された指定管理下の根拠の説明のための資料が極めて恣意的かつずさんなもので、説明自体も合理性、必然性を欠くものであることから反対いたします。指定管理料の年間477万4,000円の根拠として、指定管理者が負担することになる支出を546万9,000円と設定し、そこから使用料収入の69万5,000円を差し引いたものという説明でしたが、指定管理者が負担することとなるこの支出の額は6年度実績が約405万8,000円であり、7年度予算でも415万円であり、この546万9,000円という額は、正当性のない過大なものと言わざるを得ません。利用者の増加と水道および電気料金の値上げを見込んでの算出とのことでしたが、施設のキャパシティからも利用者の増加には限度があり、そもそもアウトドアが中心の施設であり水道や電気を大量に消費する施設ではなく、過剰な算定であるのは明白です。また、支出の算出に利用者の増加を織り込みながら収入の方の利用料金収入は現在の実績に近い69万5,000円としており、支出の算出に現在より利用者が多くなると想定するのであれば、使用料収入も現在より多くなる見込みで差し引くべきであり、この説明は完全に矛盾しております。さらに説明時のグラフは、利用料収入と指定管理料の総額の中から利益を得るために現状より人件費や経費を圧縮するという図であったことから各種経費の削減は当然にサービスの低下につながるもので、指定管理下により住民サービスが向上するという説明と整合性がないことを指摘したところ、現状より大きく経費が削減できるとは考えておらず利益は自主事業などの努力で上げてもらう想定で、グラフは事業者による経費削減努力を強調した一般的なイメージだという説明がありましたが、特定の施設への指定管理者制度の必要性の有無を審査する場において一般的なイメージで施設の実情と合っていない、しかも誇張したものを提示すること自体が極めて不誠実、不適切であり、議会への説明を軽視していることの表れで、これはくしくも3年前の当該施設の有料化に際して土木管理課の説明がずさんで不正確であったことを指摘した一般質問に対して、議会と執行部の間に齟齬がないよう対応していく、そのための研修も行うとの答弁があったにもかかわらず、同じ課でまた同じことが繰り返されているということで到底容認できません。駐車場の駐車可能台数も25台程度の施設で説明にあったような自主事業で大きな利益を上げられる可能性は少なく、

指定管理者側は管理料と使用料収入の総額から経常的な利益を上げるしかなく利益のために必要経費を削減したり、使用料を値上げするなどの可能性が高くサービスが低下することは明らかと考えます。自主事業として利益を得るためのイベントなどを行うとなると一定の集客が必要となり、駐車場やキャンプサイトのキャパシティの関係からイベントの際はキャンプ利用の受け入れを制限するなど考えられ、キャンプ場としての利用がしにくくなるということ。そして、駐車可能台数以上の来客があった場合に、路上駐車など周辺への悪影響も容易に想像されます。もしも指定管理下の結果、町の支出が減るのであれば、その分を他の住民サービスに割当てられると言えますが、支出予定額から使用料収入を引いた額を指定管理料に回しただけで財政上何の効果もなく、最初に説明したとおりそもそも支出予定額が過大であることから、むしろこれまでより多い額を支出の実績ではなく指定管理料という固定費として固定された額を支出する。つまり従来より支出は多くなるということになります。また、今回の指定管理者選定については、事業者のノウハウなどを秘匿する必要があるなどの理由で非公開で選定するということですが、新図書館等複合施設の設計事業者選定の際には、公募型プロポーザルの2次審査を公開の場で大々的に行ったことと矛盾しており、この非公開での事業者選定は、今定例会の一般質問でも指摘した本町の不透明な行政運営の表れとして容認できません。以上のようなことから現状を変更する必然性、合理性が感じられず、指定管理下は長与町が自ら設置した施設について自分たちでアイデアを出して盛り上げ交流人口を拡大したり、シーサイドストリートの活性化につなげようという努力を放棄し、受付業務など職員が行わなくて済むように民間事業者に丸投げするものと判断せざるを得ず、町民にメリットがないことから反対いたします。

○議長（安藤克彦議員）

次に、賛成討論はありますか。

14番、竹中議員。

○14番（竹中悟議員）

私は議案第14号長与町潮井崎キャンプ場条例の一部を改正する条例に賛成の立場で討論いたします。今回の改正は、キャンプ場の管理を指定管理業者に委託する条例の改正であります。当該施設は、当時地元住民の皆さまのふれあいの場所として地元住民の希望も含め設置をされた施設であると認識をしています。当初は、岡地区には他の公共施設は存在せず、運営も地元住民の方のご好意によって運営をされていましたが、高齢化も進み相乗効果も低く町の管理下に置かれたものと私は認識をしています。最たるイベントもマルシェ程度で営業は赤字で採算性は低く、行政の力では到底維持するのは困難だと私は感じておりました。今回の改正で民間業者の委託で行政の古い体質と慣例を排除し、民間の知恵と行動に期待するところであります。当然、民間は利益を営利を追求する組織であります。事業に付加価値を付け来場者の満足度を追求し、運営されることを期待し、賛成の討論といたします。

○議長（安藤克彦議員）

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

6番、松林議員。

○6番（松林敏議員）

議案第14号長与町潮井崎キャンプ場条例の一部を改正する条例について、賛成の立場から討論を行います。本議案は、潮井崎キャンプ場の管理について指定管理者制度を導入するための条例改正であります。近年アウトドアレジャーの需要は全国的に高まりを見せておりキャンプ場は地域の魅力を発信し、交流人口の拡大につながる重要な観光資源の一つとなっています。そのような中で本町の潮井崎キャンプ場についても民間のノウハウや創意工夫を生かした運営を行うことで、より魅力ある施設として活用されることが期待されます。指定管理者制度の導入によりサービスの向上や利用者の利便性の向上が図られ結果として町外からの来訪者の増加、地域経済への波及効果、さらには地域のにぎわい創出にもつながる可能性があるものと思っております。一方で、公の施設である以上、地元住民の理解を得ながら適切な管理運営が行われることも重要であります。町におかれましては、指定管理者の選定や管理運営の監督において、地域住民との連携や利用環境の維持に十分配慮されることを期待します。潮井崎キャンプ場が本町の新たな魅力として多くの人々に親しまれ地域の活性化につながることを期待し、本議案に賛成します。

○議長（安藤克彦議員）

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第4、議案第14号長与町潮井崎キャンプ場条例の一部を改正する条例を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

起立多数。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第15号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第5、議案第15号長与町監査委員に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第16号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第6、議案第16号附属機関の設置に関する条例及び特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第18号令和7年度長与町一般会計補正予算（第8号）から日程第11、議案第22号令和7年度長崎都市計画事業長与町土地地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）までの5件を一括議題とします。

ただいま一括議題とした議案について、委員長の報告を求めます。

総務厚生常任委員長。

○11番（金子恵議員）

それでは報告を行います。議案第18号令和7年度長与町一般会計補正予算（第8号）の総務厚生常任委員会に付託された部分につきまして報告を申し上げます。本議案につきまして、主な質疑として、企業版ふるさと納税は17社から寄附があったとのことだが、新図書館については寄附額に応じて館内に銘板を設置できる制度があったと認識している。その対象となる事業者や現在の状況はどうなっているのかに対し、複合施設整備事業に寄附を頂いた企業については、令和8年度予算において町産材を使用した木製の銘板を作成し、企業名等を記載する予定としている。次に、ごみ袋作成業務委託料については、社会福祉協議会に委託しているものと認識しているが、今回大きな減額となっているのは入札減だけでなく、作成枚数自体も減少したことによるものなのかに対し、材料費の高騰に対応するための契約方法を見直し、発注を前期、後期に分けるとともに、材料の購入と袋の作成を分離して発注する方式へ変更した。その結果、経費の削減が可能となり今回の減額につながったとの答弁でした。以上、慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第19号令和7年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の報告を申し上げます。本議案に関しましては、慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第20号令和7年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）に

つきましては、特別保険料が見込みより多かった理由は何かという質疑に対し、被保険者の所得額が増加したことにより1人当たりの保険料単価が上昇している。主な要因としては、改定による年金所得の増加や賃上げによる給与所得の増加が影響しているとの答弁でした。慎重に審査した結果、こちらも全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第21号令和7年度長与町介護保険特別会計補正予算（第4号）の件を報告いたします。こちらの議案は、慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。以上報告を終わります。

○議長（安藤克彦議員）

これから委員長の報告に対する質疑を行います。

まず、議案第18号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第19号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第20号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第21号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

続けて報告を求めます。

産業文教常任委員長。

○12番（山口憲一郎議員）

議案第18号令和7年度長与町一般会計補正予算（第8号）について、産業文教常任委員会に分割付託を受けました分について報告をいたします。建設産業部について、主な質疑といたしまして、報告いたします。ふるさと納税が大幅な減額となっているが理由はつかめているのか。それに対し、明確には分からないが制度の変更があり、寄附によるポイント還元が昨年9月末で終了したため、9月末までの駆け込みのように前年度より多かったものが、10月以降に大幅に落ち込んだとのことでした。

次に、教育委員会について、GIGAスクール運営支援センター委託料が半分近く減額されているが支援員の配置が予定より少なくなったということか。それに対し、県が事務局代わりという形で県費でICT支援員を配置してくれたため、町費が減額となったものであると説明がありました。以上のような質疑が行われ、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第22号令和7年度長崎都市計画事業長与町都市計画整理事業特別会計補正予算（第2号）については、主な質疑といたしまして、議案第22号につきましては、別に質問がございませんでした。全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。以上で報告を終わります。

○議長（安藤克彦議員）

これから委員長の報告に対する質疑を行います。

まず、議案第18号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第22号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第18号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第7、議案第18号令和7年度長与町一般会計補正予算（第8号）を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第19号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第8、議案第19号令和7年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第20号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第9、議案第20号令和7年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第21号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第10、議案第21号令和7年度長与町介護保険特別会計補正予算（第4号）を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第22号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第11、議案第22号令和7年度長崎都市計画事業長与町土地地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第23号令和8年度長与町一般会計予算から日程第18、議案第29号令和8年度長与町下水道事業会計予算までの7件を一括議題とします。

ただいま一括議題とした議案について委員長の報告を求めます。

総務厚生常任委員長。

○11番（金子恵議員）

それでは続きまして、議案第23号令和8年度長与町一般会計予算の総務文教常任委員会に付託されました部分の報告を申し上げます。本議案につきまして、都市計画税の歳入が3億2,800万円見込まれる中で、街路事業に地方債約5,400万円を借り入れる必要があるのか。保留地処分金などを活用して借り入れを減らし、償還による将来負担を抑えることができないのかという質疑がありました。これに対し、起債は、財源不足の補填や将来世代との負担の公平性を踏まえ、有利な起債の活用や事業全体の収支バランスなどを総合的に判断して借り入れを行っている。街路事業の5,400万円の調査についても必要な財源と判断したものであり、また、土地地区画整理事業についても補助対象事業との関係や他事業と併せて起債する関係での影響から保留地処分金のみで起債をゼロにすることは難しいが、借入額は、できるだけ抑えるよう努めているとの答弁でした。また、近年は全国的に地域おこし協力隊が活躍し、移住や地域活動など成果も上がっている。今回、公募、採用を行うことになった経緯は何かに対し、町の活性化には町外からの熱意ある人材を受け入れることが重要と考えている。移住促進とも関連する取り組みとして、まずは1名の地域おこし協力隊員を募集し、本人のスキルを生かしながら町の活性化につながる活動を期待しているとの答弁でした。次に、嬉里地下駐車場の無人化に伴う精算機リース料は年間で約400万円程度になる見込みだが、これまでシルバー人材センターへ委託していた有人管理と比較して費用はどうなるのかに対し、

これまでの有人管理では人件費を含め年間約650万円程度がかかっている。今後も人件費の上昇が見込まれることから無人化により、年間でおよそ200万円程度の経費削減が見込めると考えているとの答弁でした。次に、防災倉庫を購入し設置することのだが、そこにはどのような備品をどの程度保管できるのかに対し、新たに設置する防災倉庫は3坪程度の規模を予定しており、複合施設ホンテラッセに設置することを想定している。倉庫には避難所運営に必要なパーテーションなど、避難所開設時に使用する備品を保管する予定であるとの答弁でした。次に、常設倉庫を増設することのだが理由は何かに対し、資源化物の紙類を常設倉庫でも回収できるようにすることを検討している。保健環境連合会からも要望が出ており令和8年度中の実施を想定して予算計上している。予算承認後、具体的な収集方法などについて、関係団体と協議しながら進めていく予定であるとの答弁でした。次に高田保育所では、賄い材料費が計上されている。どのような内容かの質疑に対し、3歳から5歳児は主食を家庭から持ってきて副食だけを提供していたが、保護者負担軽減のために主食の提供を行いたいと考えているとの答弁でした。次に、高田小学校区と南小学校区に新設される放課後児童クラブは、現在の学童保育と別に運営するのか。この場合、新設クラブも同じ運営主体なのか。それとも別の団体が運営するのかに対し、長与南小学校については、既存の児童クラブが1支援分増やして受け入れを拡大するもので、現在のプレハブ施設に替わり小学校の空き教室を活用して運営する。また、高田小学校区は、別の社会福祉法人が新たに児童クラブを立ち上げ、1支援分の受け入れを行う予定であるとの答弁でした。次に、5歳児健診について、7年度はモデル実施を行い有効性が認められたため、8年度から全対象に拡大することのだが、モデル実施においてどのような効果が確認されたのかに対し、7年度は町内5園、約100名を対象にモデル実施し、スクリーニングの結果、約50名が2次健診の対象、うち約30名がフォロー対象となった。対象児童については、療育専門員による巡回支援や家庭への助言、必要に応じ専門機関への連携を行い就学相談にもつなげている。早期に発達特性を把握し、環境調整や支援につなげることで、自己肯定感の低下や不登校などの2次的課題の予防につながる効果が確認されたため、8年度から全対象へ拡大するものであるとの答弁でした。次に、バス借り上げ助成は、車種にかかわらず上限5万円との説明だった。障害者団体などでは、車椅子対応のため中型バスなどが必要となり、マイクロバスとの差額が生じる。こうした団体の事情も踏まえ車種や利用状況に応じた補助額の設定について検討する考えはないのかの質疑に対し、近隣の観光バス事業者5社に確認したところ、車椅子対応の貸切マイクロバスが利用可能との回答を得ている。まずは8年度に事業を実施し、利用状況や課題を検証した上で必要であれば9年度以降の制度見直しの検討材料としたいとの答弁でした。次に丸田荘入浴施設廃止後、これまで町独自で支出していた運営費について、借上バス助成やタクシー助成など、他の移動支援施策に活用することは可能なのかに対し、丸田荘入浴施設の費用は所管としては、高齢者施策に活用できればと思っている。今後、庁舎、庁内で検討し

ていきたいと考えているとの答弁でした。以上、慎重に審査した結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に議案第24号令和8年度長与町国民健康保険特別会計予算について、報告を申し上げます。子ども子育て支援制度の財源として国保税の一部が引き上げられるが、18歳未満の子どもがいる世帯の負担はどうなるのかに対し、均等割において18歳未満は10割軽減となるため負担はなく18歳以上は負担対象となる。また、低所得世帯には、7割、5割、2割の軽減制度がある。子ども子育て支援金の還付限度額は3万円であるとの答弁でした。以上、慎重に審査した結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、議案第25号令和8年度長与町後期高齢者医療特別会計予算について報告をいたします。本議案に対しては、国民健康保険と同様に後期高齢者医療で子ども子育て支援分が加算されるのかに対し、後期高齢者医療においても子ども子育て支援金を賦課し、子育て支援に係る経費を負担する仕組みとなっている。以上、慎重に審査した結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、議案第26号令和8年度長与町介護保険特別会計予算について報告をいたします。本予算の中では、上映メディア借上料の説明がありました。この内容は何かに対し、介護人材不足の解消を目的に町民を対象として介護をテーマとした映画を上映する事業であり、公民館などで1回上映する予定、また、大学等にも周知し、若い世代の参加を促すとの答弁でした。以上、慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。以上報告を終わります。

○議長（安藤克彦議員）

これから委員長の報告に対する質疑を行います。

まず、議案第23号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第24号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第25号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第26号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

続けて報告を求めます。

産業文教常任委員長。

○委員長（山口憲一郎委員）

議案第23号令和8年度長与町一般会計予算について、産業文教常任委員会に分割付託を受けました分について報告をいたします。主な質疑といたしまして、建設産業部の産業振興課所管では、有害鳥獣対策費が前年より2倍近く増えているが、どのような理由かに対し、斉藤地区で一定の面積に早期に防除柵を整備したいという相談があり、県

に要望しているものである。次に、40万円で西そのぎ商工会へインスタグラム等を用いた長与・時津のPRを委託しているが、月に僅か3回程度の投稿で、いいねなどの反応も1桁のときもありPR効果があるとは思えない。見直すべきではないかに対し、効果の有無や今後継続すべきかどうかどうかなど、商工会と協議し検討したいということでした。次に、土木管理課所管では、長与交差点から吉無田交差点までの県道が拡幅されるということだが、どのようになるのかに対し、現在の3車線から片側2車線の4車線となる。当初7年度から9年度の事業予定だったが、用地交渉などに時間がかかり10年度までの予定となっている。次に、道路等へのLEDのリース料があるが、場所はどこでどのような利点があるかに対し、高田越トンネルの照明114個と道路照明が277個を10年間のリース契約でLED化する。LED化で電気料金が8割削減でき、削減できた範囲内でリース料も賄えるという答弁でした。次に、西高田線の現在の進捗率と事業総額はいくらになるかに対し、進捗率は7年度末の事業費ベースで94%となっている。事業費は43億円の見込みということでした。次に、道の尾グラウンドが閉鎖されたことで、道の尾自治会に街区公園がない状態だが、今後の予定はというのに対し、日当野の共同浄水場建設に伴いグラウンドが閉鎖され、地元自治会から代替えとなるものの整備をという要望があったので、道の尾温泉横にある土地区画整理事業のための仮設住宅を解体し、9年度に公園にする計画だ。そのために解体設計や用地測量の委託料を今回計上しているということでした。次に、都市計画課所管について、公営住宅の長寿命化計画策定委託料が計上されているが、これは何年に1度というように定期的に策定するものかに対し、前回の計画が平成27年から令和6年度までの10年が計画期間で、これに沿って町営住宅の改修工事などを行ってきた。新たに10年間計画として策定する。次に、策定業務委託料が計上されている空き家対策計画はどういうものかに対し、町内全ての空き家を調査し所有者に対し意向調査を行い、今後の施策の参考とするための計画であるとのことでした。次に、教育委員会教育総務課、学校教育課所管の部分ですね。医療的ケア児が学校に通えるため学校に看護師などを配置する支援体制整備補助金が7年度に約2倍だが、支援対象者が増えているということかに対し、現在の2人から新たに2人入学して4人となる。長与小学校に2人、高田学園のさくら野校舎と百合野校舎にそれぞれ1人なので、看護師資格を持つ人員を長与小に2人、高田学園に2人配置する予定ということでした。次に、小学生の給食費無償化について保護者が最も気になるのは9月以降も続くかどうかだと思うが、見込みはどうかに対し、国の政策なので分からないが続くのではないかと思うということでした。次に、新たに配置するという体育専門指導員というのはどういうものか。職員資格は持つものかに対し、中学校の保健体育の教員免許を持つ人に小学校で体育の指導を、中学校で部活動の指導をしてもらうもので、体育や部活動の充実とともに教員の働き改革にもつながるものと考えている。国が推奨するもので、全額国費で配置される。次に、生涯学習課につきましては、新図書館に向けて図書購入費の2,760万円だが、これで新しい本は何冊ほど

購入の予定なのか。また、現在の図書館の蔵書は何割くらい使われるのかに対し、1冊2,000円の計上で1万3,800冊を新たに購入予定だ。開館時は8万冊ほどがいいと考えているので、現在の書籍を6万6,000冊ほど使用することになっていると思う。次に、新図書館における蔵書管理は、どのようなシステムを想定しているのかに対し、これまで人の手で行ってきたものをAIなどの活用で少しでも便利にできるように考えているが、入札がこれからなので詳細な回答は控えたいということでした。次に、新図書館への移行のために現図書館が10月から休館ということだが、それ以降は全く利用できないのか。電子書籍はもう見られないのかということに対し、閉鎖中は貸し出しや施設の利用はできないが電子書籍は利用できるという答弁でした。以上のような質疑が行われ、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第27号令和8年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計予算について主な質疑を申し上げます。昨年11月頃の保留地処分では、11宅地中1宅地しか売れてないと聞いた。周知が足りない。値段が高いなどの原因があると思うが、どう考えているのかに対し、物価高騰で住宅を建てるのが簡単にはいかない中で、7年度は100件以上の建築確認の申請が来ていると聞いている。3年から5年のうちに全体に家が建つといいと考えており、一層周知を図り販売していきたい。価格については、周辺の宅地より低いと考えている。次に、既に家を建てて住んでいる世帯もあるが子どもの通学路などは全て整理されているのかに対し、必要な工事は一定終わっているが、より安全性を高めるため点字ブロックの整備などを行う予定だ。次に、進捗率はどの程度かに対し、事業ベースでは98.8%で、宅地や道路などの工事は100%を完了している。以上のような質疑が行われ、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第28号令和8年度長与町水道事業会計予算について、主な質疑として、検針業務を個人委託から長崎市管工業協同組合へ法人一括委託へ移行することだが、そのメリットおよびデメリットはどのようなものになるのかに対し、現在の個人委託の検針員は高齢化しており、体調不良のため職員が業務を代替わりするようなケースもある。長崎市の検針も受託している管工業協同組合は、スキルも高く人数も多い。検針体制の継続性、安定性が向上する。検針員の報酬は、現在と変わらないが組合に管理、監督をお願いするので、その分は費用が発生することになるということでした。次に、8年度から12年度まで浄水場運転管理業務委託だが、過年度よりどの程度上がっているのか。また、入札は、何社あったのかに対し、前回の契約額から約16%上がっているが、物価や労務費の高騰を考えると低く抑えられた方だと考えている。応札は2社の予定だったが1社が当日辞退し、1社となったとのことでした。次に、一般会計で出資債を起債しての水道事業への出資金があるが、今後、水道事業会計から一般会計に返すのかに対し、公営企業法に基づく一般会計が負担すべき経費であり、一般会計に6割の交付税措置があるが、残りの4割は一般会計が償還する。以上のような質疑が行われ、全会一致で原

案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第29号令和8年度長与町下水道事業会計予算について、主な質疑といたしまして、一般会計から繰入金がこれまで1億円から1億2,000万円となっているが、歳出の根拠は、また今後もこの額かに対し、一般会計が負担すべき経費は、総務省の繰出基準に基づいて毎年財政課と協議して決定している。労務費の上昇などもあり収益が落ちてきているので、今後も毎年少しずつ増えていくと思うとのことでした。次に、浄化センターの管理を現在の包括的民間委託から令和11年度にウォーターPPPへ変更する方向とのことだが、あくまで維持管理と更新工事までで、下水道料金の決定や料金の収受などは、運営権を持つ町が持つと考えているかに対し、そうなる。現在のレベル2.5では、維持管理と小規模修繕までで、ウォーターPPPはそれに加えて更新工事と更新計画策定業務が加わるレベル3.5となる。現在の短期契約でなく、10年の長期契約となるなど企業側にもメリットがある。以上のような質疑が行われ、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。以上で報告を終わります。

○議長（安藤克彦議員）

これから委員長の報告に対する質疑を行います。

まず、議案第23号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第27号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第28号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第29号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

場内の時計で11時45分まで休憩します。

（休憩 11時32分～11時45分）

○議長（安藤克彦議員）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

これから議案第23号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

13番、堤議員。

○13番（堤理志議員）

議案第23号令和8年度の一般会計予算に反対の立場から討論を行います。

3点について理由は申し上げます。第1点が、丸田荘の入浴施設廃止の方針が令和8年度明記がされた問題です。長年にわたり住民に親しまれた施設であり、とりわけ高齢者の外出機会や健康維持に果たしてきた役割は小さくありません。仮に廃止の方向性を町民に示すとしても、高齢者の外出機会の確保の具体的な対案を提示することが必要で

はなかったでしょうか。併せて本町は過剰な公共施設は有していないとの見解を示しながら、近年有料化、統廃合、民間収益事業への移行が加速しているように見受けられます。地方自治体の本来の目的である住民福祉の増進、住民の幸福度を向上させるという視点から見れば効率性をいささか優先し過ぎているのではないかと云々を得ません。第2に、子育て支援の財源問題であります。子ども・子育て支援制度の拡充自体は大変重要でございます。しかし、その財源確保のあり方に疑問が残ります。本来、応能負担、能力に応じて負担をする。この原則に基づくべきでありますけれども、基づくものであり、経済的な恩恵を享受している層が中心となって担い支えるべきであります。しかし、現状では自営業者や退職者を含む国保世帯、さらには後期高齢世帯の負担増となる仕組みになっています。物価高騰が続く中、生活基盤が不安定な世帯へのさらなる負担増は、慎重に回避すべきである課題だと思います。慎重な負担のあり方について疑義が残るものであります。第3に、議会からの提案や住民要求への予算を含めた取り組みについてであります。この間、議会からさまざま一般質問などで提案がなされますが、答弁は、かなりの部分が検討をするにとどまる事例が以前より多くなっていると感じております。本町は、毎年おおむね10億円規模の剰余金が生じています。将来への備え、そして基金積立をしなければいけない。この意義は十分理解をいたしますが、議会提案や住民要望へこの剰余金の一定割合を活用するということも可能と考えます。剰余金については、以前の議会答弁で住民のために使いたいとありました以上、その実現に向けた具体的な取り組みが期待されますが、その方向性が見当たりません。以上の理由を述べ総合的に判断し、本予算に反対をいたします。

○議長（安藤克彦議員）

次に、賛成討論はありますか。

5番、八木議員。

○5番（八木亮三議員）

私は議案第23号長与町令和8年度一般会計予算につきまして、賛成の立場で討論いたします。令和8年度の一般会計予算は、歳入歳出総額168億216万3,000円となっております。おおむね例年どおりの経常的予算が占めており、その点では、独自性が感じられる事業があまりない点は残念ですが、土地区画整理事業の工事が7年度に完了したことや新図書館等複合施設の建設や中尾城公園遊具リニューアルなどが7年度からの継続的事业として予定どおりに進んでいることから、これらの大型事業の一区切りとなる前後の言わば過渡期的な年度として、やむを得ない部分があると考えます。今は地道に確実に必要とされる住民サービス、住民福祉を不足なく実施すべき年度として堅実な予算編成がなされていると考えます。住民サービスという点については、住民の窓口での手順のスムーズ化を目指すフロントヤード改革推進事業予算が計上されていることからもうかがえますので、この機会に長与町では、役場からいわゆるたらい回しを一掃し、長与町は役場の手続きが分かりやすく短時間で終わるという評価を目指していた

だきたいと思います。そのほか教育費では、小学校への医療的ケア児、新たに2名の入学を確実に受け入れるための国の補助金を活用した体制づくりが見えることや電子黒板、タブレット端末などの購入に引き続き個別最適化した令和の日本型教育を推進する姿勢が見られます。個人的にも令和元年9月の駐車場特別会計の委員会審査のときからこれまでに何度か指摘、要望し、昨年10月個人的にも町長に提出した8年度予算に係る政策要望資料にも明記しました嬉里駐車場の機械化と、それに伴う24時間化がようやく実施する予算が計上されていることも評価いたします。正直に申し上げますと、もっと早くやるべきだったとは思いますが、これにより利便性が増し周辺事業者の活性化につながることを期待します。しかしながら、同じく町長に要望したHPVワクチンの男子への助成や公職選挙における移動投票所等の予算化されてないようですので、その必要性を再度協議し、年度途中でも予算化の検討を行っていただきたいと思います。最後に、今回新たにこれまで導入してこなかった地域おこし協力隊事業が計上されていますが、全国的に有能な人材によって地域が活性化したという事例もある反面で、個人的な自己実現の手段として応募し、自治体や地域が求めるものよりも自分のやりたいことを優先し、結果、トラブルを起こして去っていくようなケースも見受けられますので、予算を計上した以上、適当な人材ではなくても採用するというようなことは決して行わず十分に適性を見極め、不安要素がある人物は採用しない判断をするべきだと思いますので、その点をお願いいたします。その他、委員会審査において不適正なところは見受けられませんので、賛成といたします。

○議長（安藤克彦議員）

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

11番、金子議員。

○11番（金子恵議員）

それでは議案第23号令和8年度長与町一般会計予算に対し、賛成の立場から討論を行います。本予算内訳を見ますと、住民生活に直結する施策、将来を見据えた基盤整備、さらには人口減少時代への対応を意識した事業が幅広く盛り込まれております。また、複合施設整備、移住定住支援、結婚支援、地域おこし協力隊の採用支援など、人口対策、地方創生に関する事業や住民サービス向上に向けた窓口のデジタル化も進められようとしております。さらに高田保育所での主食提供開始、放課後児童クラブの増設、乳児等通園支援事業の開始、5歳児健診の全対象化、産後ケア事業の拡充など、子育て支援の充実が図られております。加えて健康づくりや認知症理解の推進など、町民の暮らしを支える施策も盛り込まれております。このように本予算には、子育て支援、福祉、健康、防災、デジタル化、地方創生など、多方面にわたり町民生活を支え、将来を見据えた施策が数多く盛り込まれており、全体として必要な予算であると判断するものであります。その上で賛成の立場から2点明確に指摘をしておきたいというふうに思います。まず1

点目は、地域福祉団体等バス借上助成事業、いわゆる福祉バスに代わる新たな助成制度についてであります。本制度は町民の社会参加や地域活動を支える支援として重要な取り組みであり、その趣旨については理解するものであります。しかしながら委員会審査においても車種にかかわらず助成上限を一律5万円とする制度設計に対し、障害者団体など車椅子対応のため中型バス等を必要とする場合には実態として、自己負担が大きくなるのではないかと懸念が示されました。また、委員会審査において所管からは制度設計に当たっての料金把握について、バス事業者のホームページ等を参考にした大まかな想定によるものであるとの説明がありました。しかし、委員会審査終了後、私自身が改めてバス事業者へ確認したところ、マイクロバスであっても約10万円程度の費用を要する場合があることが判明いたしました。このことは制度設計の前提となる実勢価格の把握におお精査の余地があったことを示すものであります。同時に、この点を委員会審査の中で十分に掘り下げ確認し切れなかったことについては、議会側としても重く受け止めていかなければならないとは考えています。しかし、その結果として審査終了後に実勢価格との乖離が明らかになった以上、制度が実際に利用しやすいものになっているのか、改めて丁寧な検証が必要であります。とりわけこの制度は4月から開始されるにもかかわらず、現時点での実態に照らし、使いにくい制度となっている恐れがあります。福祉バスの廃止に代わる制度として創設する以上、制度であっても実際には利用しにくい、自己負担が大き過ぎて使えないということであれば本来の目的を果たすことはできません。さらに言えば利用する住民や団体が少なければ制度そのものが実効性を欠き成り立たないと言わざるを得ません。したがって、制度開始後に単に利用状況を見守るという姿勢ではなく、早期の見直しは必須であります。利用件数のみならず利用を断念した事例、必要とされた車種、実際の自己負担額などを速やかに把握し、実態に即した制度へと早急に見直すよう強く求めておきます。次に2点目です。新図書館を含む複合施設に関わるのり面草刈りについてです。施設整備は建てて終わりではありません。今回ののり面草刈りについては専門業者への委託経費として、開館式前の1回分で約209万円が計上されております。しかも今後この施設が何十年と運営されていく中、草刈りは1回で済むものではなく、少なくとも年に複数回の実施が想定されます。そうであるならば、この経費は一時的なものではなく、将来にわたり継続的に発生する維持管理費として捉える必要があります。委員会審査の中では、のり面をコンクリート等で処理する方法についても意見が出されましたが、今回の方法がより安価であるとの説明がありました。しかしながら、開館前の草刈り1回分だけで約209万円を要することを踏まえると長期的な維持管理コスト全体を見据えた場合、現在の手法が本当に最も合理的であるのかについては、なお検討の余地があると考えます。新たな複合施設は今後長期間にわたり運営される町の重要な公共施設です。だからこそ供用開始前の整備費だけでなく、供用開始後に毎年どの程度の維持管理費が必要になるのか。また、将来的により効率的で持続可能な管理手法がないのかを十分に検討した上で、町民理解の得

られる施設運営につなげていくよう求めておきます。以上、福祉バス制度と新図書館の
のり草刈りの2点については、賛成する立場からあえて強く指摘をいたしました。本
議案全体としては、住民生活を支えるとともに将来を見据えた必要な施策を盛り込んだ
予算であると判断していますので、本議案には賛成といたします。

○議長（安藤克彦議員）

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第12、議案第23号令和8年度長与町一般会計予算を採決します。こ
の採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに
賛成の方は起立願います。

（起立多数）

起立多数。よって、本案は原案のとおり可決されました。

場内の時計で13時10分まで休憩します。

（休憩 11時58分～13時10分）

○議長（安藤克彦議員）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

これから議案第24号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

13番、堤議員。

○13番（堤理志議員）

議案第24号令和8年度長与町国民健康保険特別会計予算に反対の立場から討論を行
います。主な理由は、令和8年度から国保税の住民負担が増税となることと、負担の公
平性に疑義があるためです。今回の増税は、国において子育て支援の財源とされること
が主な理由であります。負担を広く分かち合うためとされておりまけれども、それら
についても疑義が残ります。特に負担が大きいのが中間所得層であります。19歳以上
の子を扶養する国保の中間所得世帯から増税の対象となります。この年代は子どもが大学
進学する世帯も多く、とりわけ県外の大学に通う場合などは、住居費その他の生活費を
親が負担する例が大変多く、この間の物価高騰と相まって生活がさらに厳しくなること
は必至と言えます。子育て支援を充実させる財源としては、一定の所得を超える世帯に
応能負担を求めるべきであります。しかし、負担限度額の上限が設定されているために、
一定以上の高所得層はそれ以上の負担増にはならない仕組みとなっております。さらに
増税は今年度で終わりではありません。今後3年間かけて税率を引き上げる制度となっ
ていますが、そのような仕組みであることをほとんどの町民は知らないままであります。
以上、負担の公平性への疑問と連続増税に関わる問題もある、そして、このことは町民

が納得できるとは考えられませんので、この国保会計予算に反対をいたします。

○議長（安藤克彦議員）

次に、賛成討論はありませんか。

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第13、議案第24号令和8年度長与町国民健康保険特別会計予算を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

起立多数。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第25号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

13番、堤議員。

○13番（堤理志議員）

議案第25号についても反対の立場から討論を行います。後期高齢者医療制度は、住民が75歳に到達すると、従来の医療保険制度から脱退させ、後期高齢者医療制度に加入することとなります。対象者が増え、医療費が増えるに伴い保険料が上がり続ける制度となっております。長生きがあたりかもペナルティかのような制度は、創設当初、国会でもまた国民の中でも大きな問題となりました。今日私たちがインフラと経済的土台で生活を送ることができていますが、これは戦後国土の復興を成し遂げてきた高齢者の汗のたまものであります。その高齢者が長生きするほど保険料を重くする制度は、現役世代の将来のためにも制度の見直しを求めたいと思います。しかも国保と同様、子ども子育て支援金分がこの後期高齢者医療制度の医療の保険料にも加算がされます。制度の問題点そして国庫負担の抜本的な増額、広域連合の財政調整基金、財政安定化基金を高齢者負担の縮減に充てることを本町が強く提案することを求める立場から後期高齢者医療特別会計予算に反対をいたします。

○議長（安藤克彦議員）

次に、賛成討論はありませんか。

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第14、議案第25号令和8年度長与町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

起立多数。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第26号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第15、議案第26号令和8年度長与町介護保険特別会計を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第27号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第16、議案第17号令和8年度長崎都市計画事業長与町土地地区画整理事業特別会計予算を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第28号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第17、議案第28号令和8年度長与町水道事業会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。これから議案第29号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第18、議案第29号令和8年度長与町下水道事業会計予算を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第19、議案第33号長与町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例から日程第22、議案第36号令和8年度長与町介護保険特別会計補正予算(第1号)までの4件を一括議題といたします。ただ今一括議題とした議案について委員長の報告を求めます。

総務厚生常任委員長。

○11番(金子恵議員)

それでは引き続き総務厚生常任委員会からの報告をいたします。議案第33号長与町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に議案第34号令和8年度長与町一般会計補正予算(第1号)についても特記すべき質疑はありませんでした。慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第35号令和8年度長与町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)の件を慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

最後に、議案第36号令和8年度長与町介護保険特別会計補正予算(第1号)の件につきましても慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上報告を終わります。

○議長(安藤克彦議員)

これから委員長の報告に対する質疑を行います。

まず、議案第33号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第34号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第35号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第36号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

続けて報告を求めます。

産業文教常任委員長。

○12番(山口憲一郎議員)

議案第34号令和8年度長与町一般会計補正予算(第1号)について、産業文教常任委員会に分割付託された分のご報告をいたします。審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。以上で報告を終わります。

○議長（安藤克彦議員）

これから委員長の報告に対する質疑を行います。

議案第34号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第33号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第19、議案第33号長与町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第34号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第20、議案第34号令和8年度長与町一般会計補正予算（第1号）を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第35号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第21、議案第35号令和8年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第36号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第22、議案第36号令和8年度長与町介護保険特別会計補正予算（第

1号)を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第23、委員会の閉会中の継続調査申し出を議題といたします。総務厚生常任委員長、産業文教常任委員長、議会運営委員長、議会広報広聴常任委員長から目下、委員会において調査中の事件について、会議規則第75条の規定により、お手元に配布のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で今期定例会に付議されました議案の審議は全て終了いたしました。

お諮りします。会議規則第45条の規定により、今期定例会において議決された案件につきまして、字句、数字その他軽微な整理を要するものがあつた場合、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、これら整理を要するものにつきましては、議長に委任することを決定しました。

次に、閉会に当たり町長からの発言の申し出がありますので、これを許可します。

吉田町長。

○町長(吉田慎一君)

第1回長与町議会定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。去る3日に開会をいたしました本定例会は17日間の会期を経て、本日最終日を迎えることになりました。本定例会では、各会計の令和8年度当初予算をはじめ提案いたしました各議案につきまして、長期間にわたり慎重にご審議を賜り厚くお礼を申し上げます。可決していただきました議案につきましては、施政方針でも申し上げましたとおり予算を的確に執行し、効率的かつ成果を重視した行財政運営に努め、幸福度日本一の町を目指し、魅力あるまちづくり、100年安心のまちづくりに邁進していく所存でございます。また、8名の議員の皆さんから一般質問を頂きました。町政発展の観点から多くのご指摘、ご提案等を賜りました。重ねて感謝を申し上げます。頂きましたご指摘、ご指導、ご提案につきましては、真摯に受け止め町政のさらなる発展に向けて取り組んでまいり所存でございます。ここで1点、例年報告させていただいております町税条例等の一部を改正する条例の専決処分につきまして、お願いを申し上げます。現在予定されております令和8年度地方税法等の一部改正案は、今国会

において審議中であり、成立と同時に公布、施行される予定でございます。現時点におきまして関連する町税条例等の一部を改正する条例案を議会に提案できる状況にございませんので、国会におきまして改正案成立後、地方自治法第179条第1項の規定によりまして専決処分をさせていただき、次の議会におきましてご報告申し上げ、承認を踏りたいと考えております。現時点におきまして予定されております改正の内容を若干申し上げます。個人住民税につきましては、所得控除や税額控除の見直しに伴う改正を予定しております。固定資産税につきましては、免税点の見直し、軽自動車税につきましては、環境性能割の廃止に伴う所要の改正を予定しております。また、国民健康保険税につきましても長与町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分をさせていただき予定としておるところでございます。内容は、国民健康保険税の基礎課税額の限度額引き上げおよび低所得世帯への支援に係る保険税軽減措置の拡大に伴う改正、および子ども子育て支援納付金課税額の賦課に係る規定の創設を行う予定でございます。今後も国会の動向を注視をいたしまして、改正内容が明らかになり次第、専決処分をさせていただきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いを申し上げます。結びになりますが、いよいよ季節は春になってまいります。まだ春寒の日もございますので、議員の皆さまにおかれましては体調を崩されませんように、くれぐれもご自愛いただき、ますますのご活躍を心からご祈念申し上げ閉会に当たってのあいさついたします。誠にありがとうございます。

○議長（安藤克彦議員）

これにて会議を閉じます。

令和8年第1回長与町議会定例会を閉会いたします。

（閉会 13時31分）